

食の自立支援サービス事業

豊見城市では、病気などの理由により、食事を作ることが困難となった高齢者に栄養バランスのとれた食事を配達し、高齢者の食生活の改善を図るとともに、安否の確認を行っています。

1. サービス内容

- ・ 栄養バランスのとれた食事を自宅に配達
- ・ 安否確認

2. 対象者

- 65 歳以上の高齢者で要介護 1～5 の認定を受けており、下記のいずれかに該当する方。
- ・ 65 歳以上の高齢者の一人暮らし世帯
 - ・ 65 歳以上の高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
 - ・ 市内に支援者が居住していない方。

3. 料金（自己負担金）

- ・ 1 食あたり 400 円

4. 配達の実施

- ・ 週 5 回まで（月～金の昼食若しくは夕食、又は両食） ※提供日等は希望に応じる。

5. サービス利用の流れ

①申し込み

豊見城市役所 障がい長寿課へお越しください。

※担当ケアマネージャーを経由し、申請書類を提出することも可能です。



②訪問調査

地域包括支援センター職員が相談・調査のため訪問します。

【提出書類】*書類内に押印箇所があります。印鑑をご準備ください。

① 申請書

② 利用調書



③利用判定

障がい長寿課で利用可否を判定します。その後、結果を通知します。



④利用開始

栄養バランスのとれた食事を配達し、安否確認を行います。



⑤お支払い

配食事業者へ、自己負担金を支払います。

～ご利用にあたって～

- この配食サービスは、「食の自立」を目指しています。

配食により食生活の改善を図り、体調が回復した後は、サービスを利用する前のように食事の確保（調理ができる、ご家族の支援など）が行えるよう務めていただきますようお願いいたします。また利用者の自立に向けて、ご家族のご協力とサポートをお願いいたします。

- 健康状態や安否の確認のため、手渡しでの受け取りをお願いいたします。

- お食事は、配達後すぐにお召し上がりください。

- 食器は、軽くすすぐだけでも構いませんので洗って返却をお願いいたします。

（衛生管理のため、そして自力で行えることを維持するためにも、利用者の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。）

- 申請内容等の変更・中止について

住所変更（市内転居）や利用回数など内容の変更が生じる場合、また入院等によりサービス利用を中止する場合は、市障がい長寿課へご連絡ください。

（利用内容の変更・中止の手続きが必要です。）

お問合せ先：豊見城市役所 障がい長寿課 介護長寿班 ☎856-4292